

令和2年度及び令和3年度の保険料率が決まりました

☎ 保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65・1097
後期高齢者医療問合せセンター ☎ 092・651・3111

	平成30・31年度	令和2・3年度	増減
均等割額	56,085円	55,687円	398円減
所得割率	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

◇保険料額の算出方法

個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等（※注1）に応じて負担する「所得割額」の合計になります。

保険料額 (年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 55,687円	+	所得割額 [総所得金額等（※注1）－33万円] ×10.77%（所得割率）
------------------------------------	---	------------------------	---	--

※注1…「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額、各種所得控除前の金額です。

■保険料の軽減措置表

対象者の所得要件 同一世帯内の被保険者及び 世帯主の軽減対象所得金額（※） 合計額	軽減割合 (均等割額の年額)	
	本則	令和2年度
【令和元年度における8.5割軽減区分】 33万円以下 【令和元年度における8割軽減区分】 うち、世帯の被保険者全員の年金収入が 80万円以下で、その他各種所得なし	7割 (16,706円)	7.75割 (12,529円)
		7割 (16,706円)
33万円（基礎控除額）＋28.5万円×被保険者数 以下	5割 (27,843円)	5割 (27,843円)
33万円（基礎控除額）＋52万円×被保険者数 以下	2割 (44,549円)	2割 (44,549円)

※…「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、
「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

○ 後期高齢者医療制度に加入する前日まで、**社会保険の被扶養者**であった方

所得割額はかかりません。また、制度加入時から2年間に限り、均等割額の軽減措置（5割軽減）を受けることができます。（軽減後の保険料：年額 27,843円）

◆ 保険料額の通知について ◆

保険料額の詳細については、7月に送付予定の「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。